

公式マスコットキャラクター
「ウェルビー」
使用マニュアル



周南公立大学
SHUNAN UNIVERSITY

はじめに

周南公立大学は、学生の教育・活動を通じて地域住民の Well-being を高め、豊かな生活を送ることができるまちづくりに貢献する「地域貢献大学」を目指しています。

このたび本学の活動をより広く発信するための新たな広報の顔として、マスコットキャラクター「ウェルビー」が誕生しました。



ウェルビーについて

名前：ウェルビー

種族：幻のオオカミ

誕生日：3月20日（国際幸福デーと同じ）

名前の由来：周南公立大学の教育理念でもある well-being から名付けられた

チャームポイント：大学カラーのブルーグリーンの体と、瀬戸内海ブルーのマント

性格：誰にでもオープンで親しみやすい。地域を大切にし、行動力で課題を解決するので、たまに空回りするけど頼りになる

ミッション：地域のウェルビーイングを高めるために、学生の挑戦や活動を応援すること

■ ウェルビーの使用について

マスコットキャラクターを使用する場合は、原則として申請（学内使用を除く）が必要となりますので、以下のように申請してください。

使用にあたっては、「ウェルビーデザイン集」から選んで使用してください。デザイン集以外の改変は認められません。

【教職員】

使用申請方法

- ① A A A の Web フォルダ（事務関係－校章・ロゴマーク・キャラクター）より、各自で申請書や使用マニュアル、マスコットキャラクターのデータをダウンロードする。
- ② 使用マニュアルを確認した上で、マスコットキャラクターを用いた資料等を作成する。
- ③ 「周南公立大学公式マスコットキャラクター使用申請書 教職員用（様式1）」を、使用開始1週間前までに広報室（koho@shunan-u.ac.jp）へ提出する。

※必ず原稿や見本を添付してください。印刷物の原稿は、マスコットキャラクター以外の部分が未完成でも結構ですが、その場合は後日完成版のご提出をお願いいたします。

注意点

- ・教職員については、申請をもって使用可とします。申請内容では使用不可の場合のみ、ご連絡させていただきます。
- ・学内のみに配布する資料・授業に使用する印刷物等については、申請は不要です。ただし授業および大学運営業務に関することであっても、チラシなど、外部に告知するものは申請をお願いします。
- ・学外で使用する場合は申請が必要です。ただし、スライドへの投影や、その資料を配布する場合の申請は不要です。

【学生・学外者の方】

使用申請方法

- ① 「周南公立大学公式マスコットキャラクター」の使用マニュアルを確認する。
- ② 「周南公立大学公式マスコットキャラクター使用申請書 学生・学外用（様式2）」を、使用開始1週間前までに広報室（koho@shunan-u.ac.jp）へ提出する。

※申請書に、必ず原稿やデザイン見本を添付してください。

- ・印刷物の原稿は、マスコットキャラクター以外の部分が申請時に未完成でも結構ですが、その場合は後日完成版を提出してください。
- ・ユニフォームなど印刷物以外の物品は、完成後に写真を提出してください。

- ③ 申請内容に問題がない場合、申請者へ大学よりデータを送付します。

【書類提出・問い合わせ先】

周南公立大学 経営企画部経営企画課広報室

TEL：0834-28-6880 Mail: koho@shunan-u.ac.jp

■使用上の注意

ウェルビーのデザインは意味を持たせて作成されています。改変によりマスコットキャラクターの持つイメージを損なうことのないようにしてください。

【使用上の遵守事項】

- ・使用届で届け出た内容又は使用申請書で許可された内容のみに使用すること
- ・使用に関する権利を譲渡、又は転貸しないこと
- ・キャラクターを使用する物品等には、「周南公立大学公式マスコットキャラクター「ウェルビー」」の表記を付すこと
- ・商標登録出願を行わないこと

【使用上の禁止事項】

- ・静止画として新たなポーズを作成しない（動画・アニメーション表現を除く）
- ・形状・色・表情などを変更すること（本マニュアルに基づく動画・アニメーション表現を除く）
- ・マスコットキャラクターをトリミングすること（申請することで可能な場合があります）
- ・マスコットキャラクターの縦横比率・バランスを変更すること
- ・本学からの提供データを使用せず、その他のウェブサイト、印刷物等からコピー・スキャンしたデータを使用すること
- ・マスコットキャラクターを他のキャラクターや商品と組み合わせること（申請することで可能な場合があります）
- ・特定の企業名やブランドの一部として利用すること
- ・暴力的・過激な表現、犯罪行為や違法行為を助長する文脈で使用する
- ・政治活動や宗教活動に利用すること
- ・マスコットキャラクターのイメージを損なうような文脈で使用する

※上記事項に該当しない場合でも、用途が不適切な場合は使用許可しない、または削除を依頼することがあります。

【動画等による利用】

マスコットキャラクターの静止画を基にした動画、アニメーションその他動的表現による利用は、以下1～5に記載する、原デザインの基本形状、配色及びブランドイメージ等を損

なわない範囲で認める。ただし、改変の程度が大きいもの、営利目的で利用するものその他大学が不適当と認めるものは、不可とする。

①動画・アニメーションにおける使用について

動画およびアニメーションで使用する場合は、ウェルビーの認知度向上および親しみやすさの向上を目的として、静止画とは異なる動的表現を認める。ただし、公式デザインを基準とし、キャラクターの特徴、世界観及びブランドイメージを損なわない範囲で使用するものとする。

②動画で認められる表現

- ・歩く、走る、跳ぶ、手を振る等の基本動作
- ・表情の変化（笑顔、驚き、喜び等）
- ・耳、しっぽ、マント等の自然な動き
- ・動画表現上必要な一時的な伸縮や変形
- ・カメラアングル変更による見え方の変化
- ・光や影による軽微な色味の変化
- ・静止画デザインを基にした新たなポーズの作成

③動画で必ず維持すべき要素

- ・ウェルビーとして認識できる基本シルエット
- ・大学カラーを基調とした配色
- ・耳、顔、マント等の特徴的デザイン
- ・親しみやすく地域に寄り添うキャラクター性
- ・周南公立大学公式マスコットキャラクターとしての品位

④動画における禁止事項

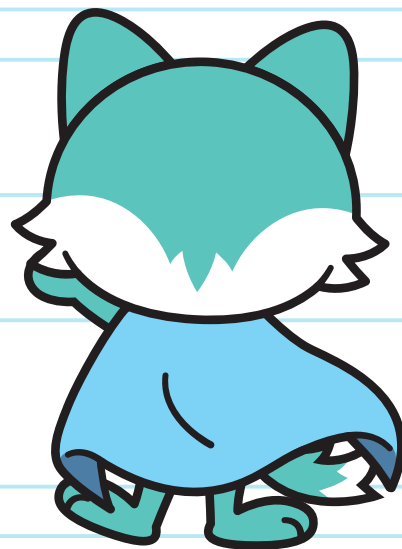
- ・ウェルビーと認識できなくなる著しい変形
- ・基本配色の変更
- ・飲酒、喫煙、違法行為等を助長する表現
- ・公序良俗に反する表現
- ・大学のイメージを損なう表現
- ・キャラクターの人格や設定を著しく変更すること

⑤事前相談が必要なケース

- ・新たな 3D モデルの制作
- ・広告動画や長編映像作品への利用
- ・キャラクターへの台詞付与や人格設定の追加
- ・本規定の想定を超える演出

イメージキャラクター「ウェルビー」

キャラクターデザイン規定



C:45 M:0 Y:0 K:0
R:143 G:211 B:245
#8fd3f5



C:75 M:8 Y:49 K:0
R:23 G:169 B:149
#17a995



C:0 M:40 Y:20 K:0
R:245 G:178 B:178
#f5b2b2



BLACK



C:75 M:40 Y:20 K:0
R:69 G:123 B:167
#457ba7



C:60 M:0 Y:30 K:0
R:97 G:193 B:190
#61c1be

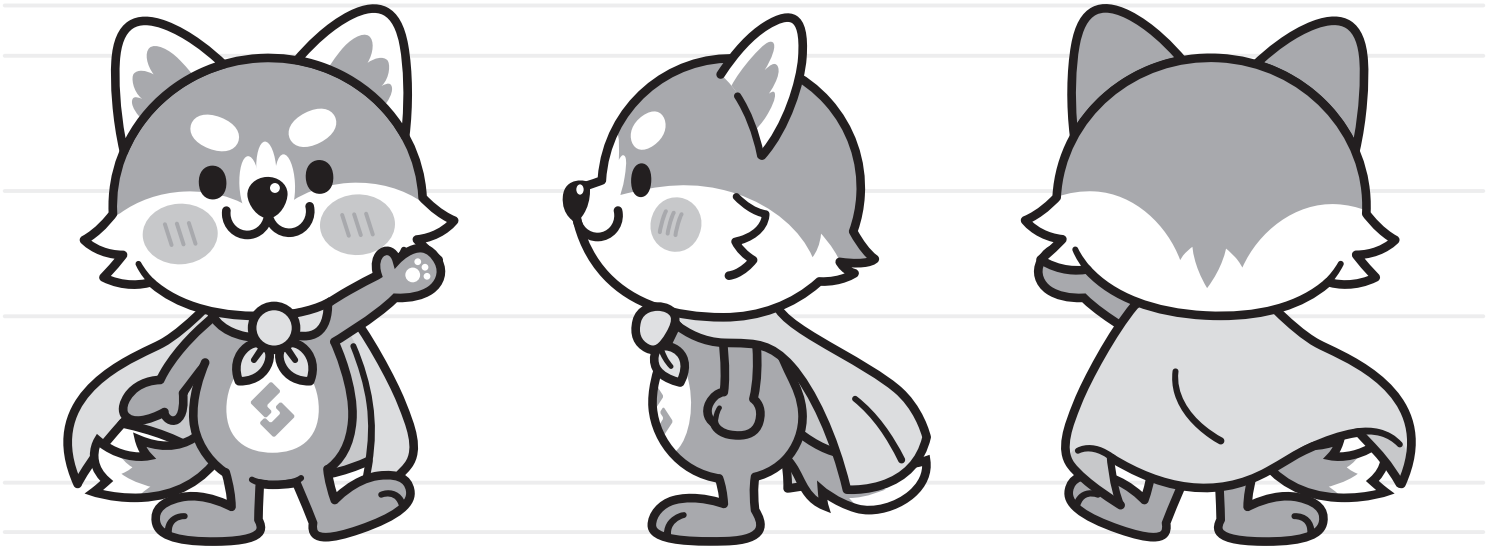


C:0 M:85 Y:70 K:0
R:233 G:71 B:63
#e9473f



WHITE

イメージキャラクター「ウェルビー」 | モノクロ Ver



K:15



K:40



K:100



K:25



K:100

禁則事項



● 反転させない



● 指定された色以外使用しないでください。



● パターン化しない



● 指定色の濃度を変更しない



● マークの一部だけ使用しない



● 変形しないでください。

禁則事項



●他の要素と組み合わせない



●新たなポーズを作成しない



●強いパターンや、色など見にくくなる場所に
表示しないでください。